

健保組合もみなさんのマイナンバーを取得します!

マイナンバー制度3つの目的

1. 国民の利便性の向上

面倒な行政手続きが簡単に

2. 行政の効率化

手続きをムダなく正確に

3. 公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給の防止

健保組合もマイナンバー制度に関わる国の行政機関のひとつに指定されています。

平成29年1月から健保組合に提出する各種届出等への加入者のマイナンバーの記入が始まります。

同時に健保組合では既に参加している方のマイナンバーも取得する必要があります。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます)第14条及び健康保険法第197条)



みなさんの疑問にお答えします!

健保組合のマイナンバー取扱いQ&A

Q. マイナンバーはいつ、どうやって集めるの?

A. マイナンバーの提出をお願いする時期は平成28年秋以降(11月中旬~12月末頃)を予定しています。健保組合に加入しているすべての方(本人・家族)が対象です。(平成29年1月1日時点在籍者) 提出方法は会社にお勤めの方=会社を通じて提出(既に会社に提出済みの方は再度提出の必要はありません。)*ご家族の方=会社を通じて提出(既に会社に提出済みの方は再度提出の必要はありません。)*個人加入の方とご家族=できるだけお手間をかけないよう、住基ネットからの取得を想定しています。

Q. 個人のマイナンバーを何に使うの?

悪用されないの?

A. 健康保険の事務手続きに必要な範囲でのみ使うこととなります。マイナンバーの利用範囲などは法律で厳しく制限されています。

例: 家族の扶養加入時の収入・世帯構成などの確認
傷病手当金など給付金の不正受給調査
資格取得時・資格喪失時の給付調整
国の他の機関からの問合せに関する対応

※法律に定められた範囲を越えた使用には刑事罰が課せられる場合があります。

Q. 会社(事業主)はどのように提出するの?

A. みなさんがお勤めの会社(事業主)では個人番号関係事務(社会保障や税の手続)のため、番号法に基づき個人番号関係事務実施者として既に従業員やご家族のマイナンバーを収集されていることと思います。

(番号法第14条第1項個人番号取得の要求)

個人番号利用事務実施者として、健保組合では以下の方法でご提出をお願いしようと考えています。

(1) 媒体での提出(ターンアラウンド方式による)



(2) 上記方法が困難な場合

- ① 事業所独自の媒体での提出(保険証記号番号・氏名・生年月日・マイナンバー必須)
- ② 健保から従業員情報入力済みの紙媒体を送付、事業主にマイナンバー欄に手書き記入(連名用紙・個人ごと用紙それぞれ対応予定)

※事業主様へのマイナンバー提出のお願い及び提出方法については、詳細が決定次第改めてご案内申し上げますので、ご協力の程よろしくごお願い申し上げます。

便利な暮らし、よりよい社会へ!

公平・公正な社会の基盤として、将来の世代に社会保障を引き継ぐために国が導入するマイナンバー制度へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

健保組合のマイナンバー取得、利用などについてご不明な点がございましたら健保組合までお問合せください。
(TEL06-6371-1453・mail@daihoken.jp)